



# 愛媛県報

発行 愛媛県

平成29年5月26日金曜日 第2877号

## ◇ 目 次 ◇ 告 示

愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第5条の2第1項及び第5条の3第1項の補償基礎額の最低限度額及び最高限度額の一部改正.....（人事課）... 383

愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第10条の2の規定に基づき知事が定める金額の一部改正.....（ " ）... 384

医療機関の指定.....（保健福祉課）... 385

施術機関の指定.....（ " ）... 385

指定医療機関の変更.....（ " ）... 386

指定医療機関の廃止の届出.....（ " ）... 386

指定施術機関の廃止の届出.....（ " ）... 386

指定医療機関の辞退.....（ " ）... 386

医療機関（指定訪問看護事業者等）の指定.....（ " ）... 386

介護機関（居宅介護事業者）の指定.....（ " ）... 386

介護機関（介護予防事業者）の指定.....（ " ）... 386

指定医療機関（指定訪問看護事業者等）の変更.....（ " ）... 387

指定介護機関（居宅介護事業者）の変更.....（ " ）... 387

指定介護機関（居宅介護支援事業者）の変更.....（ " ）... 387

指定介護機関（介護予防事業者）の変更.....（ " ）... 388

指定介護機関（居宅介護事業者）の廃止の届出.....（ " ）... 388

指定介護機関（介護予防事業者）の廃止の届出.....（ " ）... 388

指定介護機関（介護予防支援事業者）の廃止の届出.....（ " ）... 389

指定自立支援医療機関の指定.....（障がい福祉課）... 389

指定自立支援医療機関の所在地の変更（2件）.....（ " ）... 389

地籍調査事業計画の公表.....（農政課）... 389

農業委員会交付金等交付規程の一部改正.....（農政課農地・担い手対策室）... 390

土地改良事業の工事の完了.....（農地整備課）... 391

保安林予定森林にする旨の通知.....（森林整備課）... 391

保安林予定森林（2件）.....（ " ）... 391

保安林の指定.....（ " ）... 391

保安林の指定施業要件の変更（2件）.....（ " ）... 392

保安林の指定施業要件の変更に係る掲示（4件）.....（ " ）... 393

土地収用法に基づく事業の認定.....（用地課）... 394

指定障害児通所支援事業者の指定.....（東予地方局地域福祉課）... 396

指定障害福祉サービス事業者の指定.....（ " ）... 396

土地改良区の定款変更の認可（3件）.....（東予地方局農村整備課）... 396

土地改良事業の計画の変更の関係書類の縦覧.....（ " ）... 397

建設業者の許可の取消し.....（東予地方局管理課）... 397

土地改良区役員の就退任の届出（9件）.....（中予地方局農村整備第一課）... 397

土地改良区連合役員の就退任の届出.....（ " ）... 401

開発行為に関する工事の完了.....（中予地方局建築指導課）... 401

## 告 示

### ○愛媛県告示第637号

愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第5条の2第1項及び第5条の3第1項の補償基礎額の最低限度額及び最高限度額（平成5年4月愛媛県告示第576号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

改正後の愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第5条の2第1項及び第5条の3第1項の補償基礎額の最低限度額及び最高限度額の規定は、平成29年4月1日以後の期間に係る傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金（以下「年金たる補償」という。）に係る補償基礎額並びに同日以後に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額については、なお従前の例による。

平成29年 5月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第5条の2第1項及び第5条の3第1項の知事が最低限度額として定める額及び最高限度額として定める額は、次の表の左欄に掲げる年齢階層の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる額及び同表の右欄に掲げる額とする。			愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第5条の2第1項及び第5条の3第1項の知事が最低限度額として定める額及び最高限度額として定める額は、次の表の左欄に掲げる年齢階層の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる額及び同表の右欄に掲げる額とする。		
年齢階層	最低限度額	最高限度額	年齢階層	最低限度額	最高限度額
20歳未満	<u>4,751円</u>	<u>13,287円</u>	20歳未満	<u>4,688円</u>	<u>13,207円</u>
20歳以上25歳未満	<u>5,333円</u>	<u>13,287円</u>	20歳以上25歳未満	<u>5,173円</u>	<u>13,207円</u>
25歳以上30歳未満	<u>5,894円</u>	<u>13,958円</u>	25歳以上30歳未満	<u>5,721円</u>	<u>13,589円</u>
30歳以上35歳未満	<u>6,233円</u>	<u>16,456円</u>	30歳以上35歳未満	<u>6,139円</u>	<u>16,312円</u>
35歳以上40歳未満	<u>6,654円</u>	<u>19,157円</u>	35歳以上40歳未満	<u>6,571円</u>	<u>18,803円</u>
40歳以上45歳未満	<u>6,893円</u>	<u>21,279円</u>	40歳以上45歳未満	<u>6,750円</u>	<u>21,355円</u>
45歳以上50歳未満	<u>7,031円</u>	<u>24,269円</u>	45歳以上50歳未満	<u>6,865円</u>	<u>23,924円</u>
50歳以上55歳未満	<u>6,792円</u>	<u>25,630円</u>	50歳以上55歳未満	<u>6,738円</u>	<u>25,214円</u>
55歳以上60歳未満	<u>6,191円</u>	<u>24,976円</u>	55歳以上60歳未満	<u>6,057円</u>	<u>24,747円</u>
60歳以上65歳未満	<u>5,009円</u>	<u>20,297円</u>	60歳以上65歳未満	<u>4,916円</u>	<u>19,935円</u>
65歳以上70歳未満	<u>3,920円</u>	<u>15,558円</u>	65歳以上70歳未満	<u>3,930円</u>	<u>15,579円</u>
70歳以上	<u>3,920円</u>	<u>13,287円</u>	70歳以上	<u>3,930円</u>	<u>13,207円</u>

○愛媛県告示第638号

愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第10条の2の規定に基づき知事が定める金額（平成8年5月愛媛県告示第748号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

改正後の愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第10条の2の規定に基づき知事が定める金額の規定は、平成29年4月1日以後の期間に係る介護補償について適用し、同日前の期間に係る介護補償については、なお従前の例による。

平成29年 5月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第10条の2の知事が定める金額は、次の表の左欄に掲げる介護を要する状態の区分に応じ、同表の中欄に掲げる介護を受けた日の区分ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げる金額とする。			愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第10条の2の知事が定める金額は、次の表の左欄に掲げる介護を要する状態の区分に応じ、同表の中欄に掲げる介護を受けた日の区分ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げる金額とする。		
介護を要する状態の区分	介護を受けた日の区分	金 額	介護を要する状態の区分	介護を受けた日の区分	金 額
常時介護を要する状態	1 一の月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（2に掲げる場合を除く。）。	その月における介護に要する費用として支出された費用の額（その額が <u>105,130円</u> を超えるときは、 <u>105,130円</u> ）	常時介護を要する状態	1 一の月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（2に掲げる場合を除く。）。	その月における介護に要する費用として支出された費用の額（その額が <u>104,950円</u> を超えるときは、 <u>104,950円</u> ）
	2 一の月に親族又は	月額 <u>57,110円</u> （新たに		2 一の月に親族又は	月額 <u>57,030円</u> （新たに

	これに準ずる者による介護を受けた日があるとき(その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合においては、当該介護に要する費用として支出された額が57,110円以下であるときに限る。)	介護補償を支給すべき事由が生じた月においては、介護に要する費用として支出された額)		これに準ずる者による介護を受けた日があるとき(その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合においては、当該介護に要する費用として支出された額が57,030円以下であるときに限る。)	介護補償を支給すべき事由が生じた月においては、介護に要する費用として支出された額)
随時介護を要する状態	1 一の月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき(2に掲げる場合を除く。)	その月における介護に要する費用として支出された費用の額(その額が52,570円を超えるときは、52,570円)	随時介護を要する状態	1 一の月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき(2に掲げる場合を除く。)	その月における介護に要する費用として支出された費用の額(その額が52,480円を超えるときは、52,480円)
	2 一の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき(その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合においては、当該介護に要する費用として支出された額が28,560円以下であるときに限る。)	月額28,560円(新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月においては、介護に要する費用として支出された額)		2 一の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき(その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合においては、当該介護に要する費用として支出された額が28,520円以下であるときに限る。)	月額28,520円(新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月においては、介護に要する費用として支出された額)

○愛媛県告示第639号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により、医療機関を次のように指定した。

平成29年 5月26日

愛媛県知事 中村 時 広

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
藤 沢 歯 科	今治市通町2丁目3-33	平成28年 1月 1日
こころのクリニック永松心療内科	大洲市東大洲168番地 1	平成29年 5月 1日
も り 薬 局	今治市常盤町五丁目2番23号	平成29年 5月 1日
よつば薬局大洲中央店	大洲市東大洲168番地 1	平成29年 5月 1日

○愛媛県告示第640号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条第1項の規定により、施術機関を次のように指定した。

平成29年 5月26日

愛媛県知事 中村 時 広

施 術 機 関 氏 名	施 術 所		指 定 年 月 日
	名 称	所 在 地	
赤 星 勝 斗	南予接骨院	大洲市徳森2264-6	平成29年 4月 1日
大 谷 恭 司	南予接骨院	大洲市徳森2264-6	平成29年 4月 1日
菊 池 拓 良	南予接骨院	大洲市徳森2264-6	平成29年 4月 1日
高 橋 卓 也	南予接骨院	大洲市徳森2264-6	平成29年 4月 1日
田 中 靖 人	南予接骨院	大洲市徳森2264-6	平成29年 4月 1日
中 田 一 秀	南予接骨院	大洲市徳森2264-6	平成29年 4月 1日
森 内 力 也	南予接骨院	大洲市徳森2264-6	平成29年 4月 1日
和 氣 功 一	南予接骨院	大洲市徳森2264-6	平成29年 4月 1日
和 氣 史 弥	南予接骨院	大洲市徳森2264-6	平成29年 4月 1日
和 氣 保 典	南予接骨院	大洲市徳森2264-6	平成29年 4月 1日
和 氣 凌 子	南予接骨院	大洲市徳森2264-6	平成29年 4月 1日

○愛媛県告示第641号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により指定した医療機関の所在地が、次のように変更された。

平成29年 5月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

医療機関の名称	医療機関の所在地	変更年月日
社会福祉法人 恩賜財団 済生会西条病院	(変更後) 西条市朔日市269番地 1	平成29年 4月 1日
	(変更前) 西条市朔日市榎ヶ坪269 - 1	

○愛媛県告示第642号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により指定した医療機関を次のように廃止した旨の届出があった。

平成29年 5月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
藤 沢 歯 科	今治市通町 2 - 3 - 33	平成27年12月31日
中 塚 内 科	大洲市西大洲甲1300番地 1	平成29年 3月 1日
ホ リ バ タ 薬 局	宇和島市広小路 1 番28号	平成29年 4月 2日

○愛媛県告示第645号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、医療機関（指定訪問看護事業者等）を次のように指定した。

平成29年 5月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

医療機関（指定訪問看護事業者等）の名称	主たる事務所の所在地	指定訪問看護事業等を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
伴野訪問看護ステーション合同会社	新居浜市船木甲787番地 2	伴野訪問看護ステーション	新居浜市船木甲787番地 2	平成29年 1月 1日

○愛媛県告示第646号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の 2 第 1 項の規定により、介護機関（居宅介護事業者）を次のように指定した。

平成29年 5月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
廣 瀬 正 典	今治市拝志 3 番 1 号	広瀬クリニック	今治市拝志 3 番 1 号	平成29年 2月 1日

○愛媛県告示第647号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の 2 第 1 項の規定により、介護機関（介護予防事業者）を次のように指定した。

平成29年 5月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

も り 薬 局	今治市常盤町五丁目 3 番 9 号	平成29年 4月30日
---------	----------------------	-------------

○愛媛県告示第643号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第 1 項の規定により指定した施術機関を次のように廃止した旨の届出があった。

平成29年 5月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

施 術 機 関 氏 名	施 術 所 名 称 所 在 地		廃 止 年 月 日
	三 瀬 弘 靖	整骨院ひまわり	

○愛媛県告示第644号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第51条第 1 項の規定により、次のとおり指定医療機関の辞退があった。

平成29年 5月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

医療機関の名称	医療機関の所在地	辞退年月日
長 野 歯 科 医 院	四国中央市川之江町1575	平成29年 3月21日

介護機関（介護予防事業者）の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
廣瀬 正典	今治市栞志3番1号	広瀬クリニック	今治市栞志3番1号	平成29年2月1日

○愛媛県告示第648号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により指定した医療機関（指定訪問看護事業者等）の指定訪問看護事業等を行う事業所の所在地が次のように変更された。

平成29年 5月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

医療機関（指定訪問看護事業者等）の名称	主たる事務所の所在地	指定訪問看護事業等を行う事業所		変更年月日
		名称	所在地	
株式会社アイダシステム	四国中央市中曽根町1256	訪問看護ステーション優	（変更後） 四国中央市中曽根町1256	平成29年4月5日
			（変更前） 四国中央市上分町728番地1	
SKCコミュニケーションズ株式会社	四国中央市豊岡町大町2426番地	訪問看護ステーション四国中央	（変更後） 四国中央市豊岡町大町2426番地	平成29年4月11日
			（変更前） 四国中央市豊岡町大町135番地1サンパティーク101号	

○愛媛県告示第649号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（居宅介護事業者）の居宅介護事業を行う事業所の所在地が次のように変更された。

平成29年 5月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業を行う事業所		変更年月日
		名称	所在地	
有限会社アボトライ	宇和島市丸之内三丁目2番1号	ラポールヘルパーステーション	（変更後） 宇和島市恵美須町一丁目4番23号	平成29年3月22日
			（変更前） 宇和島市新町1-4-10	
有限会社アボトライ	宇和島市丸之内三丁目2番1号	ラポール訪問看護ステーション	（変更後） 宇和島市恵美須町一丁目4番23号	平成29年3月22日
			（変更前） 宇和島市恵美須町一丁目1番3号	
株式会社アイダシステム	四国中央市中曽根町1256	訪問看護ステーション優	（変更後） 四国中央市中曽根町1256	平成29年4月5日
			（変更前） 四国中央市上分町728-1	

○愛媛県告示第650号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（居宅介護支援事業者）の居宅介護支援事業を行う事業所の所在地が次のように変更された。

平成29年 5月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（居宅介護支援事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業を行う事業所		変更年月日
		名称	所在地	
有限会社アボトライ	宇和島市丸之内三丁目2番1号	ラポール指定居宅介護支援事業所	（変更後） 宇和島市恵美須町一丁目4番23号	平成29年3月22日
			（変更前） 宇和島市恵美須町一丁目1番3号	

○愛媛県告示第651号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（介護予防事業者）の介護予防事業を行う事業所の所在地が次のように変更された。

平成29年5月26日

愛媛県知事 中村時広

介護機関（介護予防事業者）の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業を行う事業所		変更年月日
		名称	所在地	
有限会社アボトライ	宇和島市丸之内三丁目2番1号	ラポールヘルパーステーション	（変更後） 宇和島市恵美須町一丁目4番23号	平成29年3月22日
			（変更前） 宇和島市新町1-4-10	
株式会社アイダシステム	四国中央市中曾根町1256	訪問看護ステーション優	（変更後） 四国中央市中曾根町1256	平成29年4月5日
			（変更前） 四国中央市上分町728-1	

○愛媛県告示第652号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（居宅介護事業者）から、居宅介護事業を次のように廃止した旨の届出があった。

平成29年5月26日

愛媛県知事 中村時広

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	廃止に係る居宅介護事業を行う事業所		廃止年月日
		名称	所在地	
株式会社大福	宇和島市御幸町一丁目2番8号	デイサービスセンターももか	宇和島市御幸町一丁目2番8号	平成29年1月31日
株式会社在宅福祉サービスの	宇和島市光満甲98番地3	在宅福祉サービスの訪問介護ステーション	宇和島市寄松甲240番地5	平成29年3月31日

○愛媛県告示第653号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（介護予防事業者）から、介護予防事業を次のように廃止した旨の届出があった。

平成29年5月26日

愛媛県知事 中村時広

介護機関（介護予防事業者）の名称	主たる事務所の所在地	廃止に係る介護予防事業を行う事業所		廃止年月日
		名称	所在地	
株式会社大福	宇和島市御幸町一丁目2番8号	デイサービスセンターももか	宇和島市御幸町一丁目2番8号	平成29年1月31日
株式会社在宅福祉サービスの	宇和島市光満甲98番地3	在宅福祉サービスの訪問介護ステーション	宇和島市寄松甲240番地5	平成29年3月31日

○愛媛県告示第654号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（介護予防支援事業者）から、介護予防支援事業を次のように廃止した旨の届出があった。

平成29年 5月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（介護予防支援事業者）の名称	主たる事務所の所在地	廃止に係る介護予防支援事業を行う事業所		廃止年月日
		名称	所在地	
今治市	今治市別宮町一丁目4番地1	指定介護予防支援事業所今治市伯方地域包括支援センター	今治市伯方町木浦甲1235	平成29年 3月31日

○愛媛県告示第655号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

平成29年 5月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

名称	所在地	開設者の氏名又は名称	担当しようとする医療の種類	指定年月日
よつば薬局大洲中央店	大洲市東大洲168番地1	よつばメディカルサービス株式会社	薬局（育成医療・更生医療）	平成29年 5月1日
もり薬局	今治市常盤町五丁目2番23号	有限会社 もり薬局	薬局（育成医療・更生医療）	平成29年 5月1日

○愛媛県告示第656号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定に基づき、指定自立支援医療機関の所在地を変更した旨の届出があった。

平成29年 5月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

名称	所在地		変更年月日
	変更前	変更後	
訪問看護ステーション四国中央	四国中央市豊岡町大町135番地1 サンパティーク101号	四国中央市豊岡町大町2462番地	平成29年 4月11日

○愛媛県告示第657号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定に基づき、指定自立支援医療機関の所在地を変更した旨の届出があった。

平成29年 5月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

名称	所在地		変更年月日
	変更前	変更後	
訪問看護ステーションまごころ	四国中央市土居町津根3357-1	四国中央市土居町津根3025-1	平成29年 4月24日

○愛媛県告示第658号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項に規定する平成29年度の事業計画を、平成29年4月3日次のとおり定めた。

平成29年 5月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

調査を行う者の名称	調査地域	調査期間	摘要
松山市	堀江地区の一部 <sup>(2)</sup> 地区	平成30年 3月31日まで	地籍調査
	内宮地区の一部	〃	〃
	馬木地区の一部	〃	〃
	勝岡地区の一部	〃	〃
	和気地区	〃	〃
	梅木地区	〃	〃
	東川地区	〃	〃
	恩地地区	〃	〃
	大井野地区	〃	〃
	上総地区	〃	〃
	水口地区	〃	〃
今治市	城山地区	〃	〃
	藤野地区	〃	〃
	西垣生地区（南部）	〃	〃（概況調査）
今治市	北鳥生町、南鳥生町、北高下町、南高下町の一部	平成30年 3月31日まで	地籍調査
	衣干町、北鳥生町、土橋町、横田町の一部	〃	〃
新居浜市	立花町、河南町、郷本町、郷六ヶ内町、郷新屋敷町の一部	〃	〃（概況調査）
	庄内町二丁目、庄内町三丁目	平成30年 3月31日まで	地籍調査
西条市	坂元の一部、氷見の一部	平成30年 3月31日まで	地籍調査
	氷見の一部	〃	〃
	氷見の一部	〃	〃
	坂元の一部、氷見の一部	〃	数値情報化
四国中央市	氷見の一部	〃	〃
	富郷町豊坂1	平成30年 3月31日まで	地籍調査
	川滝町下山・領家3	〃	〃
	金生町山田井9	〃	〃

○愛媛県告示第659号

農業委員会交付金等交付規程（昭和31年12月愛媛県告示第833号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行し、平成29年度分の交付金、負担金及び補助金から適用する。

平成29年 5月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																						
<p><b>様式第2号の(1)（第3条関係）</b></p> <p>省略</p> <p>別紙1 農地等の利用の最適化の推進に関する事項に関する事務に要する経費（農地利用最適化交付金）に係る事業</p> <p>1 省略</p> <p>2 成果実績に応じた交付金関係</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 年度（事業実施年度）における農地利用の最適化の状況</p> <p>ア 省略</p> <p>イ 農業委員会の活動による農地集積面積（ 年1月1日から 年12月末日まで）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">農業委員会の活動による農地集積面積</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">ha</td> </tr> </table> <p>注 小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位まで記載すること。</p> <p>ウ 省略</p> <p>3 省略</p> <p>別紙2・別紙3 省略</p> <p><b>様式第8号の(1)（第8条関係）</b></p> <p>省略</p> <p>別紙1 農地等の利用の最適化の推進に関する事項に関する事務に要する経費（農地利用最適化交付金）に係る事業</p> <p>1 省略</p> <p>2 成果実績に応じた交付金関係</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 年度（事業実施年度）における農地利用の最適化の状況</p> <p>ア 省略</p> <p>イ 農業委員会の活動による農地集積面積（ 年1月1日から 年12月末日まで）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">農業委員会の活動による農地集積面積</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">ha</td> </tr> </table> <p>注 小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位まで記載すること。</p> <p>ウ 省略</p> <p>3 省略</p> <p>別紙2 農地法に基づく事務の適正実施のための支援事業</p> <p>1～10 省略</p> <p>11 所有者不明の農地の権利調査</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>件数</th> <th>面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所有者不明の農地（調査前）</td> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>うち利用意向調査に係るもの</td> <td>省略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	農業委員会の活動による農地集積面積	ha	農業委員会の活動による農地集積面積	ha		件数	面積	所有者不明の農地（調査前）	省略		うち利用意向調査に係るもの	省略		<p><b>様式第2号の(1)（第3条関係）</b></p> <p>省略</p> <p>別紙1 農地等の利用の最適化の推進に関する事項に関する事務に要する経費（農地利用最適化交付金）に係る事業</p> <p>1 省略</p> <p>2 成果実績に応じた交付金関係</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 年度（事業実施年度）における農地利用の最適化の状況</p> <p>ア 省略</p> <p>イ 省略</p> <p>3 省略</p> <p>別紙2・別紙3 省略</p> <p><b>様式第8号の(1)（第8条関係）</b></p> <p>省略</p> <p>別紙1 農地等の利用の最適化の推進に関する事項に関する事務に要する経費（農地利用最適化交付金）に係る事業</p> <p>1 省略</p> <p>2 成果実績に応じた交付金関係</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 年度（事業実施年度）における農地利用の最適化の状況</p> <p>ア 省略</p> <p>イ 省略</p> <p>3 省略</p> <p>別紙2 農地法に基づく事務の適正実施のための支援事業</p> <p>1～10 省略</p> <p>11 所有者不明の農地の権利調査</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>件数</th> <th>面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所有者不明の農地（調査前）</td> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>うち共有持分の一部を確知している農地</td> <td>省略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		件数	面積	所有者不明の農地（調査前）	省略		うち共有持分の一部を確知している農地	省略	
農業委員会の活動による農地集積面積																							
ha																							
農業委員会の活動による農地集積面積																							
ha																							
	件数	面積																					
所有者不明の農地（調査前）	省略																						
うち利用意向調査に係るもの	省略																						
	件数	面積																					
所有者不明の農地（調査前）	省略																						
うち共有持分の一部を確知している農地	省略																						



所有者が判明した農地（調査後）	省略	
うち利用意向調査に係るもの	省略	

注 省略  
 12～17 省略  
 別紙 3 省略

所有者が判明した農地（調査後）	省略	
うち共有持分の一部を確知できない農地	省略	

注 省略  
 12～17 省略  
 別紙 3 省略

○愛媛県告示第660号

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により公告する。

平成29年 5月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

土地改良事業の名称	土地改良事業の施行に係る地域	土地改良事業の工事の完了年月日
ため池等整備事業	岩城島北地区（上島町）	平成29年 3月10日

○愛媛県告示第661号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成29年 5月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 保安林予定森林の所在場所  
宇和島市吉田町立間字大川内山3番耕地616の1、3番耕地616の5
- 指定の目的  
水源の涵養
- 指定施業要件
  - 立木の伐採の方法  
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字大川内山3番耕地616の1（次の図に示す部分に限る。）  
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。  
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び宇和島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第662号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成29年 5月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 保安林予定森林の所在場所  
今治市朝倉上乙241の8、乙241の9、乙243
- 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 指定施業要件
  - 立木の伐採の方法

- ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
乙241の8・乙241の9・乙243（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）
- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び今治市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第663号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成29年 5月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 保安林予定森林の所在場所  
越智郡上島町生名4717の7
- 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 指定施業要件
  - 立木の伐採の方法  
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
生名4717の7  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。  
（「次のとおり」は、省略し、関係書類を愛媛県庁及び上島町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第664号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成29年 5月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 保安林の所在場所  
宇和島市柿原字大亀谷甲2183、甲2184の2、甲2184の3、甲2186から甲2189まで、甲2191、甲2195の1、甲2197、甲2199、甲2200、字滝ノ内甲2201から甲2203まで、甲2216から甲2218まで、甲2220から甲2224まで、甲2228から甲2234まで、乙60の1、乙69の

1、乙69の6、乙69の8、乙74から乙80まで、字ツホ子乙57、字大カミ谷乙109の1、乙109の2、乙110の1、乙110の2、乙111の1、乙111の2、乙112、乙113、乙117、乙118、字木ブ谷乙119から乙124まで、字鴻ノ内乙293の3、乙293の6、乙293の22、乙293の23、乙293の37、乙293の39、乙293の41、乙293の42、乙293の45

## 2 指定の目的

水源の涵養

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び宇和島市役所に備え置いて縦覧に供する。)

## ○愛媛県告示第665号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成29年 5月26日

愛媛県知事 中村 時 広

## 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

四国中央市富郷町津根山乙444の1、乙444の2、乙445の1、乙445の3

## 2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

## 3 変更後の指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

変更しない。

## (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び四国中央市役所に備え置いて縦覧に供する。)

## ○愛媛県告示第666号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成29年 5月26日

愛媛県知事 中村 時 広

## 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

宇和島市津島町高田戊123の1、戊123の2、戊124の1、戊124の3、戊125の1、戊125の2、戊126、戊127の1、戊127の2、戊127の4、戊128の1、戊128の2、戊129の1、戊129の2、戊130、戊131、戊133、戊134、戊136の1、戊136の2、戊137の1、戊138の1、戊141、戊142、戊144の1、戊144の2、戊145、戊146の1、戊147、戊148の1、戊148の2、戊150、戊151の1、戊151の2、戊152、戊153、戊154の1、戊154の2、戊158から戊160まで、戊162、戊163の1、戊163の3、戊165の1、戊166、戊170、

戊172の1から戊172の3まで、戊174、戊175、戊177から戊179まで、戊181、戊183、戊184、戊185の1、戊185の2、戊186から戊188まで、戊196の1、津島町山財3080、3999、4233、4236、5707、5710、5754から5757まで、5759、5852、5906、5910、5914、5948、5949、5951、5953、5956、5958から5960まで、5963、5964、5966、5968、5969、5972から5975まで、5979、5981、5982、5984から5989まで、5991から5999まで、6007、6012から6015まで、6019、6020、6022から6025まで、6035、6037から6039まで、6041、6042の1、6043、6045から6047まで、6049から6060まで、6062、6065、6066、6071、6072、6081、6082、甲7の1、甲7の2、甲8の1、甲8の2、甲13の2、甲14から甲17まで、甲18の1、甲37、甲41、甲42、甲43の1、甲43の2、甲44の4から甲44の6まで、甲45、甲46、甲51から甲53まで、甲80の1、甲80の2、甲83、甲85の1、津島町増穂甲470の1、甲470の3、甲470の4、甲472の1、甲472の2の2、甲474の1、甲549、甲550、甲551の1、丁598の3、丁598の7、丁598の26、丁598の27、丁598の31、丁598の33、丁598の39、丁598の40、丁598の43から丁598の45まで、丁598の49、丁598の52、丁598の53、丁598の58、丁598の63、丁598の68、丁598の74、丁598の76、丁598の78から丁598の80まで、丁598の85、丁598の86、丁598の91、丁598の95、丁598の103、丁598の106、丁598の107、丁598の111、丁598の114から丁598の116まで、丁598の119から丁598の121まで、丁598の123、丁598の125、丁598の129、丁598の134、丁598の136、丁598の137、丁598の141、丁598の145から丁598の147まで、丁598の153、丁598の159、丁598の168、丁598の170、丁598の175、丁598の177、丁598の180、丁598の187、丁602、丁605から丁607まで、丁609、丁610、丁612、丁617、丁619の2、丁621、丁625、丁626、丁628の1から丁628の5まで、丁630の2、丁632の1、丁636、丁637、丁641、丁642、丁644、丁645の1、丁645の2、丁646の1、丁646の2、丁647、丁663、丁664、丁666、丁671の1、丁672の1、丁673の1、丁675、丁679の2、丁681、丁683、丁690、丁691、丁692の1、丁693、丁694、丁696の1から丁696の4まで、丁698の1、丁700の1、丁700の6、丁703、丁706、丁708の1、丁717の1、丁717の8、丁717の12、丁717の15、丁717の16、丁717の26、丁717の34から丁717の36まで、丁717の41、丁717の45、丁717の47、丁717の48、丁717の50、丁717の52、丁717の54、丁717の57、丁717の59から丁717の61まで、丁717の63から丁717の66まで、丁717の68、丁717の72、丁717の75、丁717の80、丁717の91、丁717の92、丁717の95、丁717の101、丁717の111、丁717の116、丁717の117、丁717の120、丁717の121、丁717の123、丁717の125、丁717の126、丁717の132から丁717の135まで、丁717の137、丁717の140、丁717の141、丁717の143、丁717の149、丁717の152、丁717の163、丁717の166から丁717の174まで、丁717の179、丁717の180、丁717の183、丁717の186から丁717の190まで、丁717の192、丁719の1、丁723の1から丁723の4まで、丁724、丁725の6、丁725の7、丁725の14、丁725の25、丁725の33、丁725の37、丁725の39から丁725の41まで、丁725の44、丁725の45、丁725の48、丁725の56、丁725の60、丁725の63、丁725の68、丁725の74、丁725の76、丁725の90から丁725の94まで、丁725の96、丁725の102、丁725の103、丁725の110から丁725の112まで、丁725の114、丁725の116、丁725の131、丁725の134から丁725の144まで、丁725の146、丁725の147、丁725の149、丁725の151、丁725の153、丁725の155、丁725の157から丁725の159まで、丁725の161、丁725の162、丁725の169、丁725

の170、丁725の184、丁725の191、丁725の194、丁725の196から丁725の198まで、丁725の205、丁725の210、丁725の215、丁725の216、丁725の218、丁725の224、丁725の229、丁725の233から丁725の236まで、丁725の243、丁725の254、丁725の258、丁725の270、丁725の273から丁725の276まで、丁725の299から丁725の307まで、丁727の1、丁727の2、丁731、丁732の1、丁732の3、丁733、丁734の4、丁736、丁739の1、丁741の1、丁741の2、丁744の1、丁744の2、丁745から丁747まで、丁748の1、丁749、丁750の1、丁751の1、丁752の1、丁752の4、丁753の1、丁753の2、丁754、丁755の1、丁755の2、丁756、丁758、丁760、丁761、丁762の1から丁762の4まで、丁763、丁764、丁766の1、丁777の22、丁777の25、丁777の27、丁777の29から丁777の31まで、丁777の38、丁777の40から丁777の43まで、丁777の45、丁777の62、丁777の76、丁777の85、丁777の87、丁777の93、丁777の100、丁777の101、丁777の104、丁777の109、丁777の113、丁777の114、丁777の116、丁777の118、丁777の120、丁777の121、丁777の123、丁777の132、丁777の163、丁777の169、丁777の178、丁777の179、丁777の191、丁777の203、丁777の205、丁777の208、丁777の209、丁777の214、丁777の271、丁777の276、丁778の1、丁781の1、丁783の1、丁786、丁801の1、丁801の2、丁802、丁804の1、丁806、丁810、丁812、丁813の2、丁814の1、丁814の2、丁815の1、丁815の3から丁815の5まで、丁817、丁821、丁823の1、丁824、丁827の1、丁827の2、丁830、丁833、丁834、丁837の1、丁839、丁841の1、丁842、丁844、丁845、丁848、丁857、丁858、丁863から丁865まで、丁870、丁871の1、丁871の2、丁873の1、丁873の2、丁875、丁877、丁878の5、丁878の6、丁878の9、丁878の11、丁878の19、丁878の27、丁878の29、丁878の32、丁878の33、丁878の40、丁878の42から丁878の47まで、丁878の50、丁878の54、丁878の57、丁878の64、丁878の69、丁878の74、丁878の75、丁878の77、丁878の80、丁878の81、丁878の83、丁878の87、丁878の90、丁878の92、丁878の94から丁878の97まで、丁878の99、丁878の101、丁878の103から丁878の109まで、丁879、丁882、丁884、丁886、丁887の1、丁887の2、丁889の1、丁889の2、丁893の3、丁897の1、丁897の2、丁901の1、丁903の3、丁903の6、丁903の15から丁903の17まで、丁903の20、丁903の22、丁903の24、丁903の26、丁903の27、丁903の29、丁903の30、丁903の32から丁903の36まで、丁903の40、丁903の45から丁903の49まで、丁903の53、丁904の1から丁904の3まで、丁906、丁908の6、丁910の2、丁917の1、丁918、丁919の1、丁919の2、丁922の1、丁923の5、丁926の1、丁926の3、丁927の1、丁934の2、丁936、丁937、丁938の1、丁940、丁941の2、丁942の1、丁942の2、丁944、丁945の2、丁945の12から丁945の14まで、丁945の18、丁945の19、丁945の22から丁945の24まで、丁945の26、丁945の28から丁945の31まで、丁945の33、丁945の36、丁945の40、丁945の43、丁945の44、丁945の46、丁945の48、丁945の53、丁945の56、丁945の61、丁945の64、丁945の65、丁945の69から丁945の71まで、丁945の73から丁945の75まで、丁945の83から丁945の85まで、丁945の87、丁945の93、丁945の94、丁945の113、丁945の121、丁945の122、丁945の127、丁945の129、丁945の130、丁945の135、丁945の136、丁945の140から丁945の145まで、丁948の1、丁950の2、丁951の2、丁952の1、丁953の2、丁955の2、丁956、丁957、丁960、丁966、丁967の1、丁967の2、丁969の1、丁970、丁973の3か

ら丁973の7まで、丁978の3、丁981の1、丁981の2、丁985の1、丁987の3、丁987の7、丁988の1、丁989の1、丁992、丁993の2、丁996の2、丁998の1、丁998の2、丁998の5、丁1009、丁1015、丁1016、丁1019、丁1020、丁1022、丁1027、丁1028の2、丁1029、丁1032の1、丁1033の1、丁1034、丁1047、丁1075の1、丁1075の8、丁1075の12、丁1075の15、丁1075の23、丁1075の24、丁1075の29、丁1075の50、丁1075の96、丁1075の98、丁1075の102、丁1075の104、丁1075の105、丁1075の107、丁1075の109、丁1075の124、丁1075の132、丁1075の134、丁1075の144、丁1075の155から丁1075の161まで

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び宇和島市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第667号

保安林の指定施業要件の変更(平成29年4月14日愛媛県告示第423号)に係る通知の相手方又はその所在が不明であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、その通知の内容を今治市役所の掲示場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

平成29年5月26日

愛媛県知事 中村時広

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び不明又は所在が不明である通知の相手方

保安林の所在場所	不明又は所在が不明である通知の相手方	備考
今治市朝倉上甲174	大阪府枚方市池之宮二丁目18番20号 橋本晴夫	森林所有者

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び今治市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第668号

保安林の指定施業要件の変更(平成29年4月14日愛媛県告示第424号)に係る通知の相手方又はその所在が不明であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、その通知の内容を宇和島市役所の掲示場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

平成29年5月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び不明又は所在が不明である通知の相手方

保安林の所在場所	不明又は所在が不明である通知の相手方	備 考
宇和島市津島町山財218、739、740	北宇和郡津島町大字山財830番地 河 野 喜美江	森林所有者
宇和島市津島町山財721	北宇和郡津島町大字山財296番戸 兵 藤 清 八	"
宇和島市津島町山財710、713	宇和島市祝森甲4113番地ソレジオ祝森202号 岡 村 照 幸	"

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び宇和島市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第669号

保安林の指定施業要件の変更(平成29年4月14日愛媛県告示第425号)に係る通知の相手方又はその所在が不明であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、その通知の内容を宇和島市役所の掲示場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

平成29年 5月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び不明又は所在が不明である通知の相手方

保安林の所在場所	不明又は所在が不明である通知の相手方	備 考
宇和島市津島町岩淵17の1、17の2、21の2、22	北宇和郡津島町大字岩淵甲1550番地 上 田 茂 樹	森林所有者
宇和島市津島町岩淵53	北宇和郡津島町大字岩淵丙77番地 廣 瀬 繁 藏	"
"	北宇和郡津島町大字岩淵イ102番戸 廣 瀬 良 造	"

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び宇和島市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第670号

保安林の指定施業要件の変更(平成29年4月14日愛媛県告示第424号)に係る通知の相手方又はその所在が不明であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、その通知の内容を宇和島市役所の掲示場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

平成29年 5月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び不明又は所在が不明である通知の相手方

保安林の所在場所	不明又は所在が不明である通知の相手方	備 考
宇和島市津島町坪井字上シデノ谷433	下灘村 寺岡松太郎、坂本久吾、松田良吉、岡部豊松、小浜傳六、山下役松、川口喜十郎、木下多吉、佐々木常次郎、小川刃太郎、川名完吉、山下常次郎、佐々木長太郎、岡田熊吉、岡部吉藏、大下辰三郎、川名金太郎、木村儀作、寺坂惣八、寺坂古三郎、清家清造、曾根庄吉、山下茂三郎、小浜五郎吉、末広吉太郎、坂本円治郎、吉村喜八、吉村久太郎、宮本常治、吉村兼松、兵頭完次郎、寺坂留八、石崎五平、樋口甚内、佐藤長八、樋口鹿太郎、寺岡萬太郎、松田宇三郎、青山幸吉、寺坂大三郎、伊勢田初治、石橋林三郎、亀井弥三郎、青山梅太郎、石橋政吉、中川幸太郎、吉本庄吉、山本仙太郎、木田伴治、木村徳太郎、木村儀平、中野平藏、酒井百太郎、寺岡喜三郎、石橋梅治、松田龍太郎、吉本和、松田弥三郎、井上岡六、森嘉藏、吉良八太郎、木村長八、吉本儀作、森熊太郎、佐藤弥三郎、中田梅吉、森力松、木村儀八	森林所有者
宇和島市津島町高田己22の2、己22の5、己23の1、己23の8	宇和島市津島町岩松甲2223番地 山 口 民 雄	"

2 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度

変更後の立木の伐採の限度は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び宇和島市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第671号

土地収用法(昭和26年法律第219号)第20条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成29年 5月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 起業者の名称 八幡浜市

2 事業の種類 八幡浜防災倉庫建設事業

3 起業地

(1) 収用の部分

愛媛県八幡浜市松柏地内

(2) 使用の部分

なし

4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、土地収用法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

(1) 土地収用法第20条第1号の要件への適合性について

申請に係る事業は、愛媛県八幡浜市松柏地内の土地381.03平方メートルを起業地とする「八幡浜防災倉庫建設事業」（以下「本件事業」という。）である。

本件事業は、土地収用法第3条第31号に掲げる「国又は地方公共団体が設置する庁舎その他直接その事務又は事業の用に供する施設」に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、土地収用法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 土地収用法第20条第2号の要件への適合性について

起業者である八幡浜市は、八幡浜市地域防災計画に基づき、本件事業を計画し、事業遂行について必要な財源措置等を講じている。以上のことから、起業者は本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、土地収用法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 土地収用法第20条第3号の要件への適合性について

ア 事業の施行により得られる公共の利益

基礎自治体である市においては、地震等大規模災害の発生に備え、発災後、救援物資の供給が安定すると考えられるまでの約3日間分の食料品等の物資を備蓄しておく必要がある。また、八幡浜市には「重要水防箇所」が12箇所存在することに加え、市内を流れる千丈川については、平成28年度より洪水浸水想定区域が拡大されたことから、迅速な水防活動が行えるよう設備等を備えておかなければならないが、現在、八幡浜市の旧八幡浜地区においては、こうした備蓄品及び水防資機材等を集約して保管・管理することが可能な施設を保有していないことから、やむを得ず各市有施設へ分散配置しており、地震等大規模災害発生時や河川の氾濫時に、円滑な備蓄品の供給や迅速な水防活動ができない恐れがあるため、早急な整備が必要となっている。

本件事業は、上記のとおり、地震等大規模災害発生時に、旧八幡浜地区において必要となる食糧等災害用備蓄品及び河川の氾濫時に必要となる水防資機材等を保管する倉庫を整備しようとするものであり、本件事業の完成により、平常時から災害用備蓄品及び水防資機材等を保管できるだけでなく、地震等大規模災害発生時に届くことが予想される大量の支援物資の一時保管場所としても利用することが可能であり、地域の安心・安全の確保に大きく寄与するものである。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存在するものと認められる。

イ 事業の施行により失われる利益

本件事業は環境影響評価法（平成9年法律第81号）等による環境影響評価の対象外であるため環境影響評価は実施していないが、施工に際しては、低騒音・低振動型の建設機械を使用する等、環境への影響を最小限に抑制する対策を講じていることとしている。また、起業地は特定希少野生動植物保護区外で、保護のために特別の措置を講ずべき動植物は見受けられない。さらに、埋蔵文化財包蔵地外で保全を要する文化財等も確認されていない。以上のことから、環境等への影響は

軽微であると認められる。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

ウ 代替案の検討

本件事業に係る起業地の選定に当たっては、道路条件、迅速性及び経済性等による3案の比較検討を行い、総合的に最も優れた案を採用しているものと認められる。また、起業地面積は、本件事業の内容、施設の規模等を勘案し、妥当なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

エ 比較衡量

アで述べた得られる公共の利益とイで述べた失われる利益を比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる公共の利益が失われる利益に優越すると認められるとともに、ウで述べたように、本件事業の事業計画は他の代替案と比較して最も合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与すると認められるので、土地収用法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 土地収用法第20条第4号の要件への適合性について

ア 事業を早急に施行する必要性

(3)アで述べたように、基礎自治体である市においては、地震等大規模災害の発生に備え、発災後、救援物資の供給が安定すると考えられるまでの約3日間分の食料品等の物資を備蓄しておく必要がある。また、八幡浜市には「重要水防箇所」が12箇所存在することに加え、市内を流れる千丈川については、平成28年度より洪水浸水想定区域が拡大されたことから、迅速な水防活動が行えるよう設備等を備えておかなければならないが、現在、八幡浜市の旧八幡浜地区においては、こうした備蓄品及び水防資機材等を集約して保管・管理することが可能な施設を保有していないことから、やむを得ず各市有施設へ分散配置しており、地震等大規模災害発生時や河川の氾濫時に、円滑な備蓄品の供給や迅速な水防活動ができない恐れがあるため、早急な整備が必要となっている。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の目的を達成するために必要な範囲であると認められる。また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、土地収用法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

以上のとおり、本件事業は、土地収用法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

5 土地収用法第26条の2の規定に基づく図面の縦覧場所

八幡浜市役所八幡浜庁舎 総務課

○愛媛県告示第672号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者を指定した。

平成29年 5月26日

愛媛県東予地方局長 高塚 真志

事業者番号	指定障害児通所支援事業者			指定障害児通所支援の種類	指定障害児通所支援事業所		指 定 年 月 日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
3850600176	七色ゆめ工房株式会社	愛媛県西条市大野395番地13	高 正 剛	放課後等デイサービス	レインボーキッズメソッド 3	愛媛県西条市三津屋東1番地3	平成29年 3月24日
3851300149	四国中央市	愛媛県四国中央市三島宮川4丁目6番55号	篠 原 実	児童発達支援	四国中央市児童発達支援センター	愛媛県四国中央市下柏町749番地2	平成29年 4月1日
3851300149	四国中央市	愛媛県四国中央市三島宮川4丁目6番55号	篠 原 実	保育所等訪問支援	四国中央市児童発達支援センター	愛媛県四国中央市下柏町749番地2	平成29年 4月1日
3851300156	四国中央市	愛媛県四国中央市三島宮川4丁目6番55号	篠 原 実	放課後等デイサービス	四国中央市東部子どもホーム	愛媛県四国中央市下柏町749番地2	平成29年 4月1日
3851300164	株式会社アイダシステム	香川県丸亀市津森町86番地3	合 田 浩 三	児童発達支援	きいちご	愛媛県四国中央市中曾根町1256番地	平成29年 4月1日
3851300164	株式会社アイダシステム	香川県丸亀市津森町86番地3	合 田 浩 三	放課後等デイサービス	きいちご	愛媛県四国中央市中曾根町1256番地	平成29年 4月1日
3850200217	社会福祉法人山路白鳩福祉会	愛媛県今治市山路881番地89	小笠原 敏 雄	児童発達支援	子ども発達支援 ぼっぼ白鳩	愛媛県今治市阿方甲1297番1	平成29年 4月1日
3850200217	社会福祉法人山路白鳩福祉会	愛媛県今治市山路881番地89	小笠原 敏 雄	放課後等デイサービス	子ども発達支援 ぼっぼ白鳩	愛媛県今治市阿方甲1297番1	平成29年 4月1日
3850200217	社会福祉法人山路白鳩福祉会	愛媛県今治市山路881番地89	小笠原 敏 雄	保育所等訪問支援	子ども発達支援 ぼっぼ白鳩	愛媛県今治市阿方甲1297番1	平成29年 4月1日
3850600184	社会福祉法人聖風会	愛媛県西条市氷見字上寺丙195番地	眞 鍋 敏 朗	福祉型障害児入所施設	障害児支援施設東予学園	愛媛県西条市楠乙438番地21	平成29年 4月1日

○愛媛県告示第673号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者を指定した。

平成29年 5月26日

愛媛県東予地方局長 高塚 真志

事業者番号	指定障害福祉サービス事業者			指定障害福祉サービスの種類	指定障害福祉サービス事業所		指 定 年 月 日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
3811300510	株式会社アイダシステム	香川県丸亀市津森町86番地3	合 田 浩 三	生活介護	きいちご	愛媛県四国中央市中曾根町1256番地	平成29年 4月1日
3811300502	社会福祉法人愛美会	愛媛県四国中央市上分町乙8番地2	石 川 繁 一	短期入所	身体障害者短期入所事業所 萬翠荘	愛媛県四国中央市中之庄町542番地	平成29年 4月1日
3820500712	有限会社加藤商店	愛媛県新居浜市久保田町三丁目5番32号	加 藤 百合香	共同生活援助	共同生活援助 いっぱ	愛媛県新居浜市中西町13-31	平成29年 4月1日
3810200778	特定非営利活動法人かえで	愛媛県今治市菊間町佐方1437番地2	嵯 峨 綾 子	就労継続支援B型	かえでファーム	愛媛県今治市菊間町佐方1437番地2	平成29年 4月1日
3810200786	サスケITサービス株式会社	愛媛県新居浜市西町1番30号	白 石 光 廣	就労継続支援A型	サスケ設計工房今治	愛媛県今治市石井町二丁目3番37号	平成29年 4月1日

○愛媛県告示第674号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、新居浜市高柳土地改良区の定款の変更を認可した。

平成29年 5月26日

愛媛県東予地方局長 高塚 真志

新居浜市庄内土地改良区の定款の変更を認可した。

平成29年 5月26日

愛媛県東予地方局長 高塚 真志

○愛媛県告示第676号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、新居浜市新須賀土地改良区の定款の変更を認可した。

平成29年 5月26日

○愛媛県告示第675号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、

愛媛県東予地方局長 高塚 真志

○愛媛県告示第677号

新居浜市治良丸土地改良区から認可申請のあった土地改良事業（維持管理）の計画の変更は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成29年 5月26日

愛媛県東予地方局長 高塚 真志

1 縦覧に供すべき書類の名称

(1) 新居浜市治良丸土地改良区土地改良事業（維持管理）変更計画書の写し

(2) 新居浜市治良丸土地改良区定款の写し

2 縦覧期間

平成29年 5月27日から 6月23日まで

3 縦覧場所

新居浜市役所本庁

○愛媛県告示第678号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

平成29年 5月26日

愛媛県知事 中村 時広

許可番号	許可年月日	商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取消年月日	取り消した建設業の種類	取消しの原因となった事実
(般-28)第6470号	平成28年11月4日	越智俊夫電気商会	越智 俊夫	今治市大西町九王甲1152	平成29年4月21日	消防施設工事業	建設業の廃止(一部)
(般-26)第14415号	平成26年12月20日	(有)第一企画	森 政信	西条市新田37	平成29年4月28日	建築工事業	建設業の廃止

○愛媛県告示第679号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、松山市梅本地区土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成29年 5月26日

愛媛県中予地方局長 福井 琴樹

就任

役員の種類	氏名	住 所
理事	家久恒和	松山市北梅本町2841番地
"	永井武信	松山市北梅本町2829番地
"	宮内明治	松山市北梅本町2251番地 2
"	森貞幹夫	松山市北梅本町2335番地
"	八木嘉廣	松山市北梅本町888番地 3
"	奥村義博	松山市北梅本町乙85
"	奥村敞八	松山市北梅本町甲16番地 1
"	宮内久司	松山市北梅本町741番地
"	松本範良	松山市平井町3506番地
"	久保慶生	松山市南梅本町611番地
"	家久英雄	松山市南梅本町756番地
"	宮内保	松山市南梅本町764番地
"	和田正寛	松山市南梅本町813番地
"	高岡敏夫	松山市南梅本町237番地 3
"	桑原英信	松山市南梅本町863番地
"	久保武志	松山市南梅本町1133番地
"	田中孝明	松山市水尻町693番地 1
"	岡本泰典	東温市西岡758番地
監事	宮内賢三	松山市南梅本町630番地 2
"	宮内順三	松山市北梅本町2047番地

退任

役員の種類	氏名	住 所
理事	家久恒和	松山市北梅本町2841番地
"	永井武信	松山市北梅本町2829番地
"	宮内明治	松山市北梅本町2251番地 2
"	森貞幹夫	松山市北梅本町2335番地
"	八木嘉廣	松山市北梅本町888番地 3
"	奥村義博	松山市北梅本町乙85
"	奥村敞八	松山市北梅本町甲16番地 1
"	宮内康二	松山市北梅本町813番地 2
"	松本範良	松山市平井町3506番地
"	宮内勝正	松山市南梅本町607番地
"	家久英雄	松山市南梅本町756番地
"	宮内保	松山市南梅本町764番地
"	和田正寛	松山市南梅本町813番地
"	高岡敏夫	松山市南梅本町237番地 3
"	桑原英信	松山市南梅本町863番地
"	久保武志	松山市南梅本町1133番地
"	田中孝明	松山市水尻町693番地 1
"	岡本泰典	東温市西岡758番地
監事	宮内賢三	松山市南梅本町630番地 2
"	宮内順三	松山市北梅本町2047番地

○愛媛県告示第680号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、松山市斎院樋川土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成29年 5月26日

愛媛県中予地方局長 福井 琴樹

就任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	横 田 祐 享	松山市山西町540番地
"	森 山 邦 雄	松山市別府町458番地 9
"	清 水 良 雄	松山市清住二丁目1094番地 2
"	清 水 俊 弘	松山市高岡町605番地
"	川 崎 俊 一	松山市南吉田町1502番地
"	関 谷 重 雄	松山市南吉田町919番地
"	関 谷 石 男	松山市南斎院町1041番地
"	一 色 悟	松山市北斎院町522番地
"	橋 本 正	松山市別府町312番地 1
"	松 友 芳 正	松山市生石町573番地
"	梅 木 静 男	松山市生石町167番地 1
"	徳 本 巽	松山市竹原二丁目 9 番 4 号
監 事	関 谷 治 夫	松山市南斎院町978番地 3
"	一 色 政 則	松山市高岡町674番地
"	一 色 幸 徳	松山市北斎院町262番地 9
"	丹 下 邦 夫	松山市南江戸二丁目 7 番23号

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	関 谷 省 三	松山市南吉田町908番地
"	横 田 祐 享	松山市山西町540番地
"	烏 谷 育 宏	松山市北斎院町708番地 1
"	清 水 俊 弘	松山市高岡町605番地
"	川 崎 俊 一	松山市南吉田町1502番地
"	宮 崎 常 喜	松山市南斎院町1202番地
"	一 色 通	松山市南斎院町1278番地
"	森 山 邦 雄	松山市別府町458番地 9
"	橋 本 正	松山市別府町312番地 1
"	松 友 昭 繁	松山市生石町416番地
"	菅 敏 雄	松山市南江戸二丁目 7 番33号
"	徳 本 巽	松山市竹原二丁目 9 番 4 号
監 事	清 水 良 雄	松山市清住二丁目1094番地 2
"	一 色 政 則	松山市高岡町674番地
"	一 色 幸 徳	松山市北斎院町262番地 9
"	梅 木 静 男	松山市生石町167番地 1

○愛媛県告示第681号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、松山市新浜土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成29年 5月26日

愛媛県中予地方局長 福 井 琴 樹

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	山 本 直 幸	松山市東山町20番 5 号
"	木 西 悦 徳	松山市高山町 9 番22号
"	黒 田 光 正	松山市松ノ木一丁目10番 3 号
"	松 本 恵 生	松山市新浜町1107番地 2
"	客 野 太 志	松山市新浜町 5 番28号

"	熊 田 誠 一	松山市梅津寺町乙56番地200
"	北 野 宏 之	松山市高浜町四丁目1533番地
"	舛 矢 庄 蔵	松山市高浜町六丁目1732番地
監 事	吉 田 秋 盛	松山市東山町17番10号
"	森 信 雄	松山市高浜町六丁目1684番地

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	吉 田 秋 盛	松山市東山町17番10号
"	黒 田 光 正	松山市松ノ木一丁目10番 3 号
"	山 本 恒 雄	松山市東山町18番 9 号
"	木 西 悦 徳	松山市高山町 9 番22号
"	重 松 清 信	松山市松ノ木一丁目10番36号
"	黒 田 房 利	松山市新浜町15番10号
"	北 野 宏 之	松山市高浜町四丁目1533番地
"	森 茂 喜	松山市高浜町六丁目1681番地
"	舛 矢 成 一	松山市高浜町六丁目1691番地
"	黒 田 信 利	松山市石風呂町931番地
監 事	松 本 恵 生	松山市新浜町1107番地 2
"	坪 内 弘 行	松山市高浜町六丁目1609番地 4
"	五 領 田 誠 志	松山市松ノ木一丁目 9 番26号

○愛媛県告示第682号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、東温市南方土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成29年 5月26日

愛媛県中予地方局長 福 井 琴 樹

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	岡 部 洋 夫	東温市南方1564番地 3
"	渡 部 東 吾	東温市南方2482番地
"	高 須 義 廣	東温市南方1419番地
"	高 市 伸 夫	東温市北方2289番地 3
"	戸 田 敏 治	東温市南方36番地 4
"	菅 久	東温市南方312番地
"	細 川 秀 明	東温市南方732番地 1
"	大 西 幸 藏	東温市南方1444番地 1
"	菅 野 好 昭	東温市南方2524番地 5
"	名 越 勝 彦	東温市南方463番地 4
"	田 中 耕 太 郎	東温市南方577番地
"	高 須 賀 正 憲	東温市南方678番地
"	桑 原 吉 隆	東温市南方1270番地 1
"	石 丸 治 彦	東温市南方1911番地
"	奥 村 ち 子	東温市南方1793番地 2
"	田 井 野 行 村	東温市南方1718番地
"	高 市 幸 廣	東温市南方2066番地 2
"	細 川 義 文	東温市南方2400番地
"	桑 原 重 寛	東温市南方2637番地
"	菅 武 茂	東温市南方2706番地
監 事	細 川 俊 一	東温市南方1956番地 1



名 越 正 浩	東温市南方1646番地
---------	-------------

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	岡 部 洋 夫	東温市南方1564番地 3
"	渡 部 東 吾	東温市南方2482番地
"	高 市 伸 夫	東温市北方2289番地 3
"	高須賀 春 義	東温市南方1472番地
"	菅 野 好 昭	東温市南方2524番地 5
"	渋 谷 忠 良	東温市南方248番地 3
"	菅 久	東温市南方312番地
"	渡 部 強	東温市南方2150番地
"	黒 川 盛 昭	東温市南方1512番地
"	宮 本 利 則	東温市南方2103番地
"	戸 田 敏 治	東温市南方36番地 4
"	田井野 弘 一	東温市志津川乙 1 番地 2
"	大 西 幸 藏	東温市南方1444番地 1
"	菅 野 隆 弘	東温市南方1820番地 5
"	細 川 義 文	東温市南方2400番地
"	菅 久 吉	東温市南方2628番地 3
"	中 村 睦 雄	東温市南方2683番地 1
"	菅 野 矩 男	東温市南方1248番地
監 事	菅 豊 幸	東温市南方2730番地
"	戸 田 道 尚	東温市南方315番地

○愛媛県告示第683号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、東温市西岡土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成29年 5月26日

愛媛県中予地方局長 福 井 琴 樹

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	伊 賀 洋 介	東温市西岡164番地
"	渡 部 英 成	東温市西岡168番地
"	野 村 研 二	東温市西岡1211番地 1
"	大 東 正 雄	東温市西岡1068番地 2
"	横 田 周 二	東温市西岡453番地 2
"	和 田 功	東温市西岡682番地
"	岡 本 孝 弘	東温市西岡780番地
"	宮 本 良 一	東温市西岡754番地
監 事	大 西 幸 夫	東温市西岡1489番地 1
"	花 山 良 博	東温市西岡126番地

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	伊 賀 正	東温市西岡161番地
"	丹生谷 悟	東温市西岡874番地
"	野 村 研 二	東温市西岡1211番地 1
"	大 東 正 雄	東温市西岡1068番地 2

仙 波 直 也	東温市西岡149番地 1
岡 本 忍	東温市西岡781番地 1
松 本 貢 一	東温市西岡754番地
監 事 伊 賀 洋 介	東温市西岡164番地
岡 本 伸 司	東温市西岡784番地 2

○愛媛県告示第684号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、東温市北方土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成29年 5月26日

愛媛県中予地方局長 福 井 琴 樹

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	佐 伯 鬼代孝	東温市北方2552番地
"	宇和川 輝 彦	東温市北方1760番地 2
"	篠 森 俊 明	東温市北方2972番地 3
"	松 本 康 良	東温市北方633番地
"	渡 部 信 生	東温市北方284番地
"	田井能 雅 昭	東温市北方1217番地
"	渡 部 公 和	東温市北方1495番地 1
"	野 中 明	東温市北方2608番地
"	佐 伯 優	東温市北方2706番地
"	渡 部 正 昭	東温市北方2908番地
"	松 本 繁 則	東温市北方3050番地 2
"	江 戸 克 仁	東温市北方2759番地
"	森 泰 範	東温市北方2651番地
監 事	松 川 茂	東温市北方3035番地 2
"	渡 部 一 志	東温市北方893番地 1

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	松 本 康 良	東温市北方633番地
"	宇和川 輝 彦	東温市北方1760番地 2
"	佐 伯 鬼代孝	東温市北方2552番地
"	渡 部 要	東温市北方208番地 2
"	田井能 雅 昭	東温市北方1217番地
"	渡 部 正 昭	東温市北方2908番地
"	橋 本 政 雄	東温市北方2431番地 1
"	佐 伯 優	東温市北方2706番地
"	小 倉 重 雄	東温市北方791番地
"	松 本 繁 則	東温市北方3050番地 2
"	江 戸 克 仁	東温市北方2759番地
"	高須賀 利 雄	東温市北方1989番地 1
"	高須賀 俊 明	東温市北方1540番地
監 事	渡 部 一 志	東温市北方893番地 1
"	松 川 茂	東温市北方3035番地 2

○愛媛県告示第685号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、

東温市奥松瀬川土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成29年 5月26日

愛媛県中予地方局長 福 井 琴 樹

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	渡 部 義 友	東温市松瀬川1086番地 1
"	渡 部 宏 治	東温市松瀬川1342番地
"	渡 部 潤 市	東温市松瀬川1213番地
"	渡 部 光右衛	東温市松瀬川1304番地 1
"	森 頼 雄	東温市松瀬川3768番地
"	栗 林 司 朗	東温市松瀬川3540番地
"	花 山 隆 重	東温市松瀬川1742番地 1
監 事	大 野 孝	東温市松瀬川1165番地35
"	渡 部 勝	東温市松瀬川1151番地

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	渡 部 義 友	東温市松瀬川1086番地 1
"	宇和川 明	東温市松瀬川1451番地
"	渡 部 宏 治	東温市松瀬川1342番地
"	森 頼 雄	東温市松瀬川3768番地
"	渡 部 徹	東温市松瀬川1213番地
"	栗 林 司 朗	東温市松瀬川3540番地
"	佐 伯 守 市	東温市松瀬川81番地
"	渡 部 光右衛	東温市松瀬川1304番地 1
監 事	渡 部 勝	東温市松瀬川1151番地
"	大 野 孝	東温市松瀬川1165番地35

○愛媛県告示第686号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、東温市松瀬川土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成29年 5月26日

愛媛県中予地方局長 福 井 琴 樹

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	寺 田 利 重	東温市松瀬川477番地
"	高須賀 徹 彰	東温市松瀬川820番地
"	酒 井 源 雄	東温市松瀬川236番地 5
"	仙 波 是 敏	東温市松瀬川673番地
"	加 藤 正 志	東温市松瀬川698番地 1
"	渡 部 筆 夫	東温市松瀬川238番地 1
"	渡 部 政 近	東温市松瀬川1021番地28
"	大 石 一 弘	東温市松瀬川875番地
"	田 井 尚	東温市松瀬川 1 番地
"	三津山 尚 人	東温市松瀬川342番地 1
監 事	仙 波 昭 一	東温市松瀬川508番地
"	三津山 光 生	東温市松瀬川213番地

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	寺 田 利 重	東温市松瀬川477番地
"	高須賀 徹 彰	東温市松瀬川820番地
"	酒 井 源 雄	東温市松瀬川236番地 5
"	藤 岡 正	東温市松瀬川160番地
"	仙 波 是 敏	東温市松瀬川673番地
"	渡 部 政 近	東温市松瀬川1021番地28
"	大 石 一 弘	東温市松瀬川875番地
"	加 藤 正 志	東温市松瀬川698番地 1
"	渡 部 筆 夫	東温市松瀬川238番地 1
"	田 井 尚	東温市松瀬川 1 番地
監 事	仙 波 昭 一	東温市松瀬川508番地
"	三津山 光 生	東温市松瀬川213番地

○愛媛県告示第687号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、東温市北吉井土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成29年 5月26日

愛媛県中予地方局長 福 井 琴 樹

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	松 本 富 法	東温市志津川1905番地
"	清 水 昭 弘	東温市志津川680番地 4
"	宮 内 秀	東温市志津川74番地 1
"	大 野 史 雄	東温市志津川1510番地
"	伊 賀 洋 介	東温市西岡164番地
"	渡 部 英 成	東温市西岡168番地
"	横 田 周 二	東温市西岡453番地 2
"	宮 本 良 一	東温市西岡754番地
監 事	越 智 賢 治	東温市志津川1790番地
"	花 山 良 博	東温市西岡126番地

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	松 本 富 法	東温市志津川1905番地
"	泉 忠 厚	東温市志津川746番地
"	池 田 礼 次	東温市志津川743番地 2
"	高 塚 正 一	東温市志津川521番地 2
"	高 塚 三 朗	東温市志津川583番地 1
"	大 西 康	東温市志津川1804番地
"	伊 賀 正	東温市西岡161番地
"	丹生谷 悟	東温市西岡874番地
"	松 本 貢 一	東温市西岡754番地
監 事	岩 川 保	東温市志津川596番地 2
"	末 光 良 男	東温市志津川1417番地
"	伊 賀 洋 介	東温市西岡164番地

○愛媛県告示第688号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第18条第16項の規定により、重信川菖蒲堰土地改良区連合から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成29年 5月26日

愛媛県中予地方局長 福 井 琴 樹

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	佐 伯 鬼代孝	東温市北方2552番地
"	宇和川 輝 彦	東温市北方1760番地 2
"	篠 森 俊 明	東温市北方2972番地 3
"	佐 伯 優	東温市北方2706番地
"	松 本 繁 則	東温市北方3050番地 2
"	松 本 富 法	東温市志津川1905番地
"	清 水 昭 弘	東温市志津川680番地 4
"	伊 賀 洋 介	東温市西岡164番地
"	渡 部 英 成	東温市西岡168番地

監 事	松 川 茂	東温市北方3035番地 2
"	加 藤 岑 生	東温市樋口229番地 1

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	松 本 康 良	東温市北方633番地
"	宇和川 輝 彦	東温市北方1760番地 2
"	佐 伯 鬼代孝	東温市北方2552番地
"	渡 部 要	東温市北方208番地 2
"	江 戸 克 仁	東温市北方2759番地
"	松 本 富 法	東温市志津川1905番地
"	泉 忠 厚	東温市志津川746番地
"	丹生谷 悟	東温市西岡874番地
"	加 藤 岑 生	東温市樋口229番地 1
監 事	伊 賀 正	東温市西岡161番地
"	渡 部 一 志	東温市北方893番地 1

○愛媛県告示第689号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第 1 項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成29年 5月26日

愛媛県中予地方局長 福 井 琴 樹

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
29中局建（開）第 8 号 平成29年 5月18日	伊予郡松前町大字上高柳字神木21番 3	松山市余戸東二丁目13番40号 共済連余戸マンション502号 大 西 亮 太